

現行制度・具体的なニーズ

- ・ 中小企業融資制度では、融資対象を中小企業信用保険法において信用保証の対象となる「中小企業者」とされている。
- ・ 昨年10月1日に中小企業信用保険法の一部を改正する法律が施行され、中小企業者の定義にNPO法人が追加され、信用保証の対象となったNPO法人への融資が可能となったところである。
- ・ 一方で、一般社団法人等は中小企業信用保険法に定める中小企業者ではないため、信用保証の対象外となり、融資を利用することはできない状況。
- ・ 様々な社会的課題の解決に取り組む一般社団法人等からは、当該融資の適用について問い合わせがあり、一定の資金ニーズがある。

▶ 仙台市は、「女性活躍・社会起業」の改革拠点として、国家戦略特区に指定されており、**社会起業家支援の一環として、一般社団法人等の資金調達の円滑化が必要**

規制改革提案事項

中小企業信用保険法の一部改正

【具体的な内容】

- ・ 社会的課題(保健・福祉・医療、子どもの健全育成、まちづくり、環境等)を解決するため活動する一般社団法人・財団法人を、中小企業信用保険法第2条第1項の中小企業者の定義に追加し、融資を可能とすることで、当該法人の資金調達の円滑化を図る。

【要件】

- ・ 当該一般社団法人等の主たる事務所が特区の区域内に所在すること。
- ・ 当該一般社団法人等の事業目的について、「社会的課題※の解決」であることが定款において確認できること。

※ 社会的課題: 保健・福祉・医療、子どもの健全育成、社会教育、まちづくり、環境、文化・スポーツ、科学技術、国際・人権・平和、経済・観光 等

社会起業家の設立・活動の活性化をより一層促進

(参考) 過去5年間の一般社団法人の設立数等

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
全国	4,010	7,285	9,429	6,226	5,574
うち 仙台地方法務局管内	68	150	225	140	77
【参考】全国の NPO法人認証数	2,753	2,402	1,441	1,107	780

(参考) 中小企業融資制度について

概要

- ・地方公共団体、金融機関、信用保証協会の協調により、中小企業者に対し、低利・固定・長期金利の資金を提供
- ※地方公共団体から金融機関に預託を行うことで低利の融資を実現(金融機関は預託金を利子補填の運用原資として活用)
- ※貸し倒れの際に、地方公共団体が信用保証協会に対して損失補填を行うことで、中小企業者の負担する保証料を低減

